

平成 19 年 6 月 27 日

各 位

東京都渋谷区恵比寿 4 丁目 20 番 3 号
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社
代表取締役社長 矢嶋 弘毅
(コード番号 4281)
問い合わせ先 戦略統括本部 IR担当
Tel: 03-5449-6300 email: ir_inf@dac.co.jp

ストックオプション（新株予約権）の割当に関するお知らせ

本日開催の取締役会において、下記の決議をいたしましたのでお知らせいたします。

< 1 > 第 4 -1 回新株予約権について

当社は、下記の通り、ストックオプションとして発行する第 4 -1 回新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしました。

記

. 新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の取締役及び監査役の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的とします。

. 新株予約権の発行要領

1. 募集新株予約権の名称

デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第 4 -1 回新株予約権

2. 募集新株予約権の総数

1,800 個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

3. 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 1 株とする。

なお、募集新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する（1 株未満の端数は切捨て）。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、募集新株予約権の割当日後、付与株式数の変更をすることが適切な場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整する（1株未満の端数は切捨て）。

4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される募集新株予約権1個当たりの財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、「払込価額」という。）に付与株式数の数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、募集新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値の金額（1円未満の端数は切り上げ）、又は割当日の終値（当該日に終値のない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれが高い金額とする。

なお、募集新株予約権の割当日後、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が、当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

株式分割又は株式併合を行う場合。

$$\begin{array}{rcccl} \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}} \\ \text{払込価額} & & \text{払込価額} & & \end{array}$$

当社が時価を下回る価額で、新株式の発行又は自己株式の処分をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の新株引受権証券及び旧商法第280条ノ19に規定する新株引受権の行使による場合を除く。）は次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\begin{array}{rcccl} \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \\ \text{払込価額} & & \text{払込価額} & & \end{array}$$

- (2) 上記(1)及びに定める場合の他、割当日後、1株当たりの払込金額の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める調整を行うものとする。

5. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成21年6月28日から平成26年6月27日まで

6. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- (2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 募集新株予約権の譲渡制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

8. 募集新株予約権の取得事由及び条項

当社は、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約、又は株式移転計画が株主総会（株主総会の承認を受ける必要がない場合には、当社取締役会）で承認された場合において、取締役会で取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、募集新株予約権を無償で取得することができる。

9. 組織再編における再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 3. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記 4. で定められる払込価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 6. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

上記 8. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記 11. に準じて決定する。

10. 募集新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. その他の募集新株予約権の行使の条件

- (1) 募集新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。
- (2) 新株予約権者のうち、当社の使用人、ならびに当社子会社の取締役、監査役及び使用人はいずれも、権利行使時において当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任した場合、その他諸般の事情を考慮の上当社取締役会が特別に認めた場合はこの限りではなく、その細目は新株予約権割当契約に定めるものとする。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合には、相続人がこれを承継できるものとする。
- (4) 上記の他、各新株予約権者から当社への新株予約権返還事由、募集新株予約権の行使の制限その他に関して新株予約権割当契約に定めるものとする。

12. 募集新株予約権の払込金額の算定方法

各募集新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の(2)から(7)の基礎数値に基づき算出した 1 株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qT} N(d) - Xe^{-rT} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- (1) 1 株当たりのオプション価格 (C)
- (2) 株価 (S) : 平成 19 年 7 月 20 日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- (3) 払込価額 (X) : 第 4 項に定める算式により決定した価格
- (4) 予想残存期間 (T) : 4.5 年
- (5) ボラティリティ (σ) : 4.5 年間 (平成 14 年 12 月から平成 19 年 6 月まで) の各月の最終取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- (6) 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- (7) 配当利回り (q) : 1 株当たりの配当金 (平成 18 年 11 月期の実績配当金) \div 上記(2)に定める株価
- (8) 標準正規分布の累積分布関数 (N())

上記により算出される金額は募集新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。

当社は対象者に対し、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、

この報酬請求権と、新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

13. 募集新株予約権を割り当てる日

平成 19 年 7 月 20 日

14. 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

払込みの期日は平成 19 年 7 月 20 日とする。

15. 新株予約権の割当の対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社の取締役 5 名及び監査役 1 名、合計 6 名に 1,800 個を割り当てる。

以 上

< 2 > 第 4 - 2 回新株予約権について

当社は、平成 19 年 2 月 27 日開催の当社株主総会の委任を受け、下記の通りストックオプションとして発行する第 4 - 2 回新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしました。

記

.新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の使用人の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的とします。

.新株予約権の発行要領

1. 募集新株予約権の名称

デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社第 4 - 2 回新株予約権

2. 募集新株予約権の総数

1,970 個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

3. 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 1 株とする。

なお、募集新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する（1 株未満の端数は切捨て）。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、募集新株予約権の割当日後、付与株式数の変更をすることが適切な場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整する（1 株未満の端数は切捨て）。

4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、各募集新株予約権の行使に際して払込をすべき株式1株当たりの払込金額（以下、「払込価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値の金額（1円未満の端数は切り上げ）、または割当日の終値（当該日に終値のない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、募集新株予約権の割当日後、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が、当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

株式分割又は株式併合を行う場合。

$$\begin{array}{rcccl} \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \frac{1}{\text{分割・併合の比率}} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & \end{array}$$

当社が時価を下回る価額で、新株式の発行又は自己株式の処分をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の新株引受権証券及び旧商法第280条ノ19に規定する新株引受権の行使による場合を除く。）は次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\begin{array}{rcccl} \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & \end{array}$$

- (2) 上記(1)及びに定める場合の他、割当日後、当社が株式無償割当て、合併等を行う場合、その他これらの場合に準じて払込価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行う。

5. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成21年3月1日から平成26年2月28日まで

6. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- (2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 募集新株予約権の譲渡制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

8. 募集新株予約権の取得事由及び条項

当社は、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約、又は株式移転計画が株主総会（株主総会の承認を受ける必要がない場合には、当社取締役会）で承認された場合において、取締役会で取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、募集新株予約権を無償で取得することができる。

9. その他の募集新株予約権の行使の条件

- (1) 募集新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。
- (2) 新株予約権者のうち、当社の使用人、ならびに当社子会社の取締役、監査役及び使用人はいずれも、権利行使時において当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任した場合、その他諸般の事情を考慮の上当社取締役会が特別に認めた場合はこの限りではなく、その細目は新株予約権割当契約に定めるものとする。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合には、相続人がこれを承継できるものとする。
- (4) 上記の他、各新株予約権者から当社への新株予約権返還事由、募集新株予約権の行使の制限その他に関して新株予約権割当契約に定めるものとする。

10. 募集新株予約権の払込金額

募集新株予約権と引換えの金銭の払込みはこれを要しないものとする。

11. 募集新株予約権を割り当てる日

平成 19 年 7 月 20 日

12. 新株予約権の割当の対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社の使用人 31 名に 1,970 個を割り当てる。

以 上